

平成31年3月 5日開会
平成31年3月22日閉会

平成31年
第1回定例会会議録
(第2日目)

小豆島町議会

開議 午前9時28分

○議長（谷 康男君） おはようございます。

携帯電話をマナーモードに切りかえてください。

大変お忙しいところ、昨日に引き続きお集まりくださいまして、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより会議を開きます。（午前9時28分）

直ちに日程に入ります。日程はお手元に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 議案第1号教育委員の任命につき同意を求めることについてから諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてまでに対する質疑、討論、採決及び委員会付託

○議長（谷 康男君） 日程第1、議案第1号教育委員の任命につき同意を求めることについてから諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてまでに対する質疑、討論、採決及び委員会付託を議題とします。

お諮りします。

審議の方法であります。この際1議案ごとに審議を行い、本日採決できる議案は直ちに採決し、採決できない議案につきましては関係常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。それでは、1議案ごとに審議を行います。

議案第1号教育委員の任命につき同意を求めることについての質疑を行います。

本案について、本日採決します。

質疑はありませんか。大川議員。

○7番（大川新也君） 真砂氏については再任と思いますけど、この方の今の立場。昨日の質疑をしたときに非常勤であるというふうなことも出たと思うんですけど、今現状の立場は、毎日教育室でしたか、あそこへ来られとるんじゃないんですか。立場的にはどのような立場の方ですか。

○議長（谷 康男君） 学校教育課長。

○学校教育課長（森 貞二君） 真砂委員につきましては、町の教育委員会の委員でござ

います。勤務形態につきましては非常勤になっておりますので、必要があるときだけ来ていただいております。なお、真砂委員につきましては、現在、教育長の職務代理者となつていただいております。以上です。

○議長（谷 康男君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

議案第1号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号教育委員の任命につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定しました。

次、議案第2号小豆島町障害のある人もない人も共に安心して暮らせるまちづくり条例についての質疑を行います。質疑はありませんか。安井議員。

○11番（安井信之君） 私は、条例の文言というか、文について質疑をさせていただきます。

障害というふうな害という漢字を使っていますが、法律上ではこの字を使いますが、最近、障害のある人が害なんかというふうなことで差別用語的な観点もあって、平仮名明記の会が増えてきていると思います。その辺、どういうふうな考えで。条例やからもうちよつとやわらかいような格好がええのかなと思います。また、所信表明の中でも、私のほうに来るとる文書の中では平仮名明記だったと思いますので、その辺をどういうふうにご考えておるのかお伺いしたいと思います。

○議長（谷 康男君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（岡本達志君） ただいまのご質問に関してですが、今回上程させていただきました条例につきましては、上位法であります障害者差別解消法、それから県内で先行しております香川県の条例、土庄町の条例、こちらのほうは漢字を使っております。それで、そういう上位法との関連性等の観点から今回は漢字表記ということで提出させていただきましたが、この件につきましては関係部局のほうで検討させていただきたいと思っております。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありませんか。大川議員。

○7番（大川新也君） この条例をあえて制定するに当たって、こういうような実例、前例があるからこういうようなことをするんであって、実際に障害のあった人を差別して、あったことがあるんですか。わざわざこの条例を制定せにゃいけないんですか。意味があることなんですか、これは。ほかの自治体がやってるから小豆島町も制定するということなんですか。その例があるのかどうか。差別されたとか、そういうようなことはないですか。

○議長（谷 康男君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（岡本達志君） 差別事例につきましては、私のほうで把握しているところでは、病院等の障害者用の駐車場に健常者がとめておったというような苦情といえますか、そういう申し出があったというふうには聞いております。その場合も、県の障害福祉相談所のほうに報告したりとかいう事例はございます。

ただ、今回の条例に際しましては、障害者差別解消法というのが定められまして、障害をもって差別することはいけない、そして合理的な配慮を提供しなければいけないということで、これを町民に啓発しまして、そういう障害のある人もない方も共生できるような社会をつくっていくという理念で提案させていただいております。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 国のほうで障害者差別解消法ができたということですが、それで各自治体でこういう条例をつくらなければならないという定めがあるんでしょうか。

それと、県下では先ほど県の条例、また土庄に条例があると言われましたが、ほかの市町ではどういうふうになっているんでしょうか。

それと、このタイトルですね。言ってることはすごくわかるんですけども長いんじゃないかと。その辺をどのように考えられたのか。土庄の条例はちなみにどういう条例になっているのか、お願いします。

○議長（谷 康男君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（岡本達志君） 町のほうで制定しなければならないという義務はございません。

それから、県下の状況でございますが、制定しておりますのは香川県、それから土庄町、あとはさぬき市のほうでも検討しておるといような情報は聞いております。

あとは、タイトルといいますか文言については、これは香川県、土庄町ともに、今このようなタイトルになっております。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに。柴田議員。

○8番（柴田初子君） 調整委員会を置くというふうになってますけれども、この委員さん5人以内ってなってますけれども、どのようなメンバーに決まってるんでしょうか。

○議長（谷 康男君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（岡本達志君） 人選につきましては、町内の身体障害、それから知的障害、精神障害、それぞれの関係団体、あとは町の社会福祉協議会、それから人権擁護にかかわる有識者の方というようなところで人選しようと考えております。

○議長（谷 康男君） ほかにありませんか。森議員。

○9番（森 崇君） これ、僕らもみんな気をつけないかん問題がいっぱいあるんだと思うんですけど、勉強会みたいなのをせんと、今日だけじゃわからんのですけど、その計画はないでしょうか。教えてもらわなわからん部分があると思う。

○議長（谷 康男君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（岡本達志君） この件につきましては委員会付託を予定しておりますので、また委員会のほうで詳細については説明させていただきたいと考えておりますし、また必要であれば、啓発という部分が非常に重要だと思っておりますので、そういう機会を捉えてそういうのを考えていきたいと思っております。

○議長（谷 康男君） 浜口議員。

○13番（浜口 勇君） さっきもタイトルのお話がありましたけれど、普通だったら、小豆島障害のある人が安心して暮らせるまちづくり条例とするのが普通かなと思うんですけど、ここに「ない人も」と入れたいうんは、何か意図があって入れたんかいな。語呂がええから入れたんかな。そこら辺はどんなでしょう。

○議長（谷 康男君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（岡本達志君） これにつきましては、障害をお持ちの方も障害のない方も全ての町民が共生できる社会を目指すという観点でこのような表現になっております。

○議長（谷 康男君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案につきましては、教育民生常任委員会に付託したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号小豆島町障害のある人もない人も共に安心して暮らせるまちづくり条例については教育民生常任委員会に付託することに決定しました。

次、議案第3号小豆島町林業振興対策基金条例についての質疑を行います。質疑はありますか。鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 林業の成長産業化とかいろいろ書いてあるんですけども、小豆島町内で林業者というのはあるんでしょうか。具体的にどうなのかお尋ねをいたします。

それから、これも森林環境譲与税ができるということで基金を設けるということなんですけど、全部の市町がこれをつくるんでしょうか。

○議長（谷 康男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（山本重敏君） まず、林業の就業者数ですが、本町においては2名になってます。

あと、県下全市町配分されることとなっておりまして、主に私有林の人工林面積が50%、林業の就業者数が20%、そして総人口、この割合で配分額が決まるような形になっております。以上です。

○議長（谷 康男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（山本重敏君） 濟いません。ほかの自治体のほうでも本町と同様、森林整備とか林業振興にかかわる人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発などに充てるようにしてまして、あとまた基金のほうを設立し積み立てる自治体も多く見られています。

内訳としましては、基金積み立てを4市6町が予定しております。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありますか。大川議員。

○7番（大川新也君） もう少しこの仕組みをわかりやすく説明していただけないか。どのような状況で、この基金を設立するのは構わないと思うんですけど、どのような形で、譲与税がどこから、どなたから税金を納めてもらうのか、そのあたりの仕組みをもう少し詳しく説明をお願いできたらと思うんですけど。

○議長（谷 康男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（山本重敏君） 仕組みですが、まず誰に対して課税されるかというのは、これは国内に住所を有する個人に対して課税される国税となっております。また、税

率のほうは年額千円で、市町村が個人住民税と合わせて賦課徴収するような形となっております。以上です。

○議長（谷 康男君） 大川議員。

○7番（大川新也君） 個人にということは、山林を持っている方に対してですか。そのあたりを、この文章だけでは何も書いてないんで、どれだけの基金が集まるのかもわからないんですけど。

○議長（谷 康男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（山本重敏君） こちらのほうは国内に住所を有する個人全員に係るような形になります。全国のは調べてないんですが、香川県内で、まず最初の3年間、31年度から33年度が香川県のほうの配分が7,851万9千円、市町全体で6,281万5千円、その配分内訳となっております。以上です。

○議長（谷 康男君） 税務課長。

○税務課長（川崎智文君） 森林環境税についてご説明させていただきます。

森林環境税につきましては、町の住民税の均等割の中、今5千円集めておりますけれど、その中の千円分というのは災害復興用の資金になっております。それが平成36年に終了しまして、その後につきまして森林環境税と名を変えて皆さんに負担をお願いすることになっております。

それにつきまして、31年度からずっと譲与税は開始されますが、その部分につきましては国がお金を借りて全国の各市町に、県を含めて交付されます。その分の借金については、36年から集めたお金をもって返還すると。平成45年に丸々その譲与税は返還も終わります。全額資金になってくるということです。

ですから、平成45年以降、国が全体で集める金につきましては、今600億円を予定されております。以上がその税金の概略です。以上です。

○議長（谷 康男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（山本重敏君） 済みません、先ほどの額を訂正させていただきます。

香川県の配分額として7,851万9千円入ってくるんですが、その2割が県分、8割が市町分となりまして、県が1,570万4千円、市町分が6,281万5千円となります。一番多い市町で、高松市が2,282万円というような内訳となっております。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありませんか。大川議員。

○7番（大川新也君） そういった細かいところまで説明していただけない、我々は全然わからないんで。ということは、31年4月1日から何らかの形で1人千円というふうな税金

が取られるということなんですね。取られるいうふうな解釈ではないんですか。36年がどうのこうのって言われても、それやったら何でこの31年からやるのかというのが。

○議長（谷 康男君） 税務課長。

○税務課長（川崎智文君） 現在、皆さん方町民には均等割として、一定の所得のある方には5千円をお願いしております。そのうちの4千円が本来の町民税になりまして、あとの千円いうんは、今現在は災害復興用の財源として、東北の大震災に基づく復興用の財源として集めているお金なんですけど、その千円があります。それは時限立法で、平成35年まで皆さんに負担をお願いしております。ただ、平成36年から名前を変える形で森林環境税に変更になります。ですから、皆さん方をお願いするのは、ずっと同じ5千円をそのまま継続して負担をお願いするという事で変わりはありません。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案につきましては、総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号小豆島町林業振興対策基金条例については総務建設常任委員会に付託することに決定しました。

次、議案第4号小豆島町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての質疑を行います。

本案につきましては、本日採決します。

質疑はありませんか。大川議員。

○7番（大川新也君） 31ページの、ここの特殊勤務手当、夜間看護手当というふうなものも出てますけど、これは町の職員として対象者は何名、該当者おいでるんですか。

○議長（谷 康男君） 総務部長。

○総務部長（松田知巳君） 町の職員としましては、考えられるのが老健の職員ということが考えられますけども、今は、済みません、何名か手元に資料はありませんので、また改めてご返事させていただきます。済みません。以上です。

○議長（谷 康男君） 介護保険施設事務長。

○介護保険施設事務長（堀内宏美君） 介護保険施設の職員になりますので、看護師が1名、介護職員が27名となっております。



○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありませんか。安井議員。

○11番（安井信之君） 同じ31ページの時間外の部分で、上限が決められるというふうなことを説明がありましたけど、上限を超えた部分はもうカットというふうな形になってくるのか、それか働き方の形を変えていくというふうな格好になっていくんか、その辺どんなんになっていくのかお伺いしたいと思います。

○議長（谷 康男君） 総務部長。

○総務部長（松田知巳君） 基本的にカットではなくて、それ以上働かせないように努力というか、義務づけられるということでございますので。ただ、災害時でありますとか特殊な場合はそういうところからのけられるということでございますので、基本的には月45時間、1年間で360時間ということが通常の場合、決められるようになっておりますので、その範囲内でおさめるように努力するというので、決してカットするという意味ではございません。以上です。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○11番（安井信之君） 時間外の部分で、民間でもいろいろな報道があって、超えた分はもう全部カットみたいな感じの報道もあったりしますので、その辺はないというふうにご考慮といたらええんですね。

○議長（谷 康男君） 総務部長。

○総務部長（松田知巳君） この法律ができる以前に、現在のところ申請があった分については全額支給するようにしております。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第4号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号小豆島町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

次、議案第5号小豆島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び小豆島町

特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

本案については、本日採決します。

質疑はありませんか。鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 人事院勧告に基づきあってあるんですけども、職員の給料については理解できるんですが、議員とか特別職の場合、100分の155から160に引き上げることはしないといけないことなんでしょうか。その辺をお尋ねいたします。

○議長（谷 康男君） 総務部長。

○総務部長（松田知巳君） 今回の改正で、議員さんと特別職ということで、議案の説明でもございましたように、一般職に合わせて引き上げるということで、必ずしも引き上げることが必要ではございません。ただ、今まで慣例と申しますか、一般職が引き上げたときには一緒に引き上げてますし、当然下がったときには遠慮なく下げさせていただいておりますので、一般職と同等にさせていただいております。以上です。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 必ずしも引き上げなくてもいいというお答えだったんですが、全国的には増額していない自治体もあると思うんですけども、その辺の実態というのはわかりますか。

○議長（谷 康男君） 総務部長。

○総務部長（松田知巳君） 済みません。全国の実態調査とかそういう数字は持ってないんですけども、知れる範囲ではほとんどのところで同じようにやっておると思います。ただ、中によれば議員発議で上げているようなところもあるとはお聞きはしていますが、恐らく同じような率で引き上げさせていただくとお思います。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） ないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。12番鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 先ほども言いましたように、全国的には自治体独自の判断で増額をしていない自治体もあります。今回の特別職、議員におきます手当を現行の100分の155から160に引き上げる条例改正については反対をいたします。この間、働く人の賃金は下がり続けておりまして、全体として貧困化している中で、やはり町民の理解が得られ

ない。必ずしも上げなくてもいいということであれば、その辺を検討すべきだったと思います。以上です。

○議長（谷 康男君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。6番中松和彦議員。

○6番（中松和彦君） 私は、議案第5号に賛成の立場から意見を述べたいと思います。

今回の条例改正は、一般職の給与になされた人事院の勧告を参考にした改定であること、また他の地方公共団体の特別職及び議会議員に支給されている期末手当の支給率との均衡等を考慮した改定であることなどから、本条例改正案は適切かつ妥当な提案であると考えますので、私は議案第5号に賛成いたします。以上です。

○議長（谷 康男君） 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第5号は原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（谷 康男君） 起立多数です。よって、議案第5号小豆島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び小豆島町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

次、議案第6号小豆島町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

本案につきましては、本日採決します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第6号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号小豆島町税条例の一部

を改正する条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

次、議案第7号小豆島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

本案につきましては、本日採決します。

質疑はありませんか。大川議員。

○7番（大川新也君） 38ページ、改正後の下線部分の専門職大学の前期課程を修了というのはどういう立場になるんですか。前期課程、後期課程とか、そんなんがあるということなのか。

○議長（谷 康男君） 教育部長。

○教育部長（後藤正樹君） まず、専門職大学についてでございますけれども、昨今の産業構造の急激な転換や将来予測が困難な社会が進む中で、一方で高等教育の進学率が上がっているということで、高度な実践力、即戦力と豊かな創造力を持ち合わせる人材を育成することを目的に設置される大学でございます。

専門職大学は、前期課程、後期課程と分けられるようになっておりまして、4年間なんですけれども、前期課程2年、後期課程2年という仕組みにできるようでございます。その前期課程を修了いたしますと、専門職大学ということで高度な技術、教養を習得できる大学ということで、前期課程修了時に短期大学士（専門職）という学位が授与されるという仕組みになっておるようでございます。その前期を課程の修了した者を対象に入れるという改正でございます。

○議長（谷 康男君） 大川議員。

○7番（大川新也君） 参考ですけど、その専門職大学というのは、大学名はどんなところがあるんですか。

○議長（谷 康男君） 教育部長。

○教育部長（後藤正樹君） 今現在、認可されて、この4月1日から開校予定の専門職大学は、私立で国際ファッション専門職大学というものが1校あるようございます。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第7号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号小豆島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

次、議案第8号小豆島町重度心身障害者等医療費支給の現物給付化に伴う関係条例の整備に関する条例についての質疑を行います。

本案については、本日採決します。

質疑はありませんか。安井議員。

○11番（安井信之君） この分は、窓口でお金を払わんでええというふうな制度ですが、これに伴って、言うたらペナルティーがかかってくると思います。いろいろ医療費を窓口で払わんでええというふうな、中学生前の分とかいろいろありますが、その分を後で請求するというふうな形にすると、そのペナルティーがなくなっていくというふうな感じと聞いております。

今までちょっとの間、この制度自体が小豆島町ではやっていなかった部分をいきなり窓口というふうなハードルを上げた形にしていくのがいいのか、その辺の検討はなされたのかお伺いしたいと思います。

○議長（谷 康男君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（岡本達志君） 町への影響額につきましては、現在は国保のほうも県の単一化になっておりますので、その納付金という形で納めることとなりますので、正確な額はわかりませんが、約25万円ぐらいというふうに考えております。

あとは、窓口での無料化に関してでございますが、本町の場合は従来、障害者4級、療育手帳Bの方というのが対象外になっておりましたので、今回はその対象に含めることとしまして、それから窓口の無料化につきましては、これとは別に進めるという方向でございました。それにあわせて今回、4級の方とBの方も対象にするということでございます。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○11番（安井信之君） 私が聞きたいのは、本来25万円のペナルティーを払わんでええところが、新たに、言うたら行政の見え的な部分かと思うんですが、お客さんに便利やというふうな形で窓口でただというふうな形にしておりますので、そういうような部分で、最近、財政的にも厳しい、厳しいと言いながら、そういうようなところの見えるのは

ちょっとどうかなというふうなことがありますて、そういうような検討もされたかどうかいうのを聞きたかった。

○議長（谷 康男君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（岡本達志君） 窓口無料化にするという大きな理由につきましては、従来の償還払い、それに関しては結構、患者さんでありますとか患者さんの家族に負担がかかりますので、その部分をなくす、そこをよくするという観点で進めております。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありませんか。鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） この4級と療育手帳Bの方の対象者の数を教えてください。

それと、これが実施される場合に、本人がこれまでと何か、手続をしなければならないとか、本人が違うことをするとか、そういうことはあるんでしょうか。別に今までと変わらず、窓口で、病院のほうで、これは周知徹底されるということでもいいんでしょうか。

○議長（谷 康男君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（岡本達志君） 対象拡大になった場合の対象者ですが、療育Bのほうは30名、それから4級のほうが100名でございます。

それで、窓口でどうするかということですがけれども、県内の医療機関におきましては、窓口で特に手続をするような必要はございません。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第8号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号小豆島町重度心身障害者等医療費支給の現物給付化に伴う関係条例の整備に関する条例については原案のとおり可決されました。

次、議案第9号小豆島町介護保険条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

本案につきましては、本日採決します。

質疑はありませんか。鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） これ、31年度から32年度までとなっているんですが、その期間限定ということなんですか。

○議長（谷 康男君） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（入倉哲也君） 今回の介護保険条例の改正につきましては、31年度から32年度までということでございます。以上です。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） そうしたら、33年度からはまたもとに引き上がるということですか。ではない。その辺をお尋ねしたいです。

○議長（谷 康男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱田 茂君） 現在、国が予定しておりますのは31年度から32年度ということで、今回議案で提案したとおりです。

ただ、予定としましては、32年度さらに軽減を進めまして、3割、5割、7割という形に軽減を進めていくことになってますが、あくまで予定でありますので、今回は31年度から32年度という形で2年間分の提案をさせていただいて、消費税の増税が進んで財源が確保できれば、来年度さらに改正する予定というふうに考えております。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第9号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号小豆島町介護保険条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

次、議案第10号小豆島町新しい産業づくり条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

本案については、本日採決します。

質疑はありませんか。藤井議員。

○5番（藤井孝博君） 新しい産業づくりということでございますが、小豆島町にとっては非常に産業の活性化というべきものを考えたら大事な項目かと思ひまして質問させていただきます。

今までは50万円以上500万円以下、経費の10分の1ということで、今回は50万円以上300万円以下に下がったというふうなことでございますが、過去のこれまでの実績、今まで500万円等いろいろ使ってたか。それと、平均的にはこれぐらいの金額ですよというふうなこととか。

それと、当然、起業家でございますから、商工会などと国の資金的なものの問題もあろうかと思ひますが、商工会等のそういうふうな情報収集した中において、こういうふうな減額を考えたものか。

ここに書いている理由からしましたら、国が新たな制度をつくってるからとかいう。それとか、東京圏から移住者に対してとかいうふうなことがありますけど、これは小豆島町を考えた場合には、やはりこういう実績と、ここに移住してきた方々の要望に対する捉まえ方のほうが重要かと思ひますので、その辺をお聞きしたいと思ひます。以上でございます。

○議長（谷 康男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（近藤伸一君） 藤井議員のご質問でございます。

まず、過去の実績についてでございますけれども、過去、一応上限としましては500万円の計がございます。トータル、25年度からの事業ですけれども、25年度は申請なく、26、7、8、9、30年ということで7件の支援を行ってございます。平均としまして、1件当たり348万円、7件分を割りますと348万円という計が出てございます。

それから、商工会と相談したのかというふうなことにつきましては、国の制度の一部重複という形でございまして、町の判断としましてこのような措置をさせていただいております。

それから、国からの支援ですけれども、移住枠につきましては、単身の場合60万円、2人以上の世帯の場合に100万円の移住に対する経費の補助がございます。

それから、起業家のほうにつきましては、最大200万円までの補助がございますので、総額としましては600万円を維持できたのかなというふうに考えてございます。

○議長（谷 康男君） 藤井議員。

○5番（藤井孝博君） 今の回答であれば、平均が348万円ということは、今回300万円以下というのに対して問題点等はないということなんですか。



○議長（谷 康男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（近藤伸一君） これにつきましては、まず300万円の枠の上に、これは県のほうの支援枠になるんですけど、200万円の上乗せがございますので、トータルとしましては500万円の支援枠があるというふうに解釈していただければありがたいと思います。

○議長（谷 康男君） 藤井議員。

○5番（藤井孝博君） やはり提案理由としてうたうことが重要かと思いますが、どうでしょうか。

○議長（谷 康男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（近藤伸一君） 提案理由のときに、もう少し言葉が足らなかった部分はあるかと思いますが、そのような内容でご理解いただければと、そのように思います。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○11番（安井信之君） 関連するような感じになるんかわかりませんが、国のほうの制度になりましたら、当該助成以外の補助金というふうな形になってくるのかなと。そういうふうになると、この文言からいうたら、先ほど言われとった説明とはちょっと違ってくるのかなと。

当該以外の補助金からお金をもらった場合、その経費からその金額を控除というふうな形になってますので、その辺の分が両方並列で使えるんやったら、この分は除外する事業という、国のほうの補助なりが除外する事業というふうになってくれば、その300万円何ぼというふうな分は可能だと思いますが、この分で行くと、国のほうからもらった国のほうの分は控除しますよというふうな形になってくるんじゃないんですか。その辺お伺いします。

○議長（谷 康男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（近藤伸一君） この事業は過去にもございまして、例えばかがわ産業支援財団のほうから支援をいただいた場合は、その支援金は事業費からマイナスした形で、その残分についての支援を2分の1、させていただきとるということでございます。審議会の中で審議の上、充当させていただいております。

それですので、今回も300万円の枠は、全体の事業費を見た上での国の200万円、300万円を調整するような形になりますので、事例、事例でそのような形になろうかなと思うんですが、ご理解いただけますでしょうか。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○11番（安井信之君） 以前の分いうたら、最高500万円の分があって、平均的に340万円というふうにさっき伺ったんですが、これでいうとちょっと変わってくるのかなと。この当該助成以外の補助金に、言うたら国の支援が含まれるんやったら構へんですけど、それが含まれるんやったら、その辺の錢勘定が変わってくるのかなと思うんですが、それは私の勘違いですかね。

○議長（谷 康男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（近藤伸一君） 内容的には、実例を申しますと、今年の場合ですと1,200万円に対しての300万円とか、先ほどの支援財団の場合ですと2千万円の事業費に対して500万円とかいうような形で、それなりにちゃんとした配分でやられておりますので、実際、県のほうの申請枠と町のほうの申請枠で、そのようにマイナスが出るようなことにはならないというふうに判断してございます。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

議案第10号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号小豆島町新しい産業づくり条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

次、議案第11号小豆島町営住宅条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

本案につきましては、本日採決します。

質疑はありませんか。藤井議員。

○5番（藤井孝博君） 2点質問させていただきます。

まず、1点目でございますが、第5条の(2)で、今回改定後というべきものが、今までの「勤務場所を有し」という言葉がなくなりまして、「町内に住居を必要とする者」ということになっております。今までで勤務場所ということに該当して入居している方がおいでるかどうか。もしおいでたら、その方々は今後どう対応すべきものか。

2点目が、第10条で連帯保証人2名というべきものを、今回、町長のいうような形になっております。今、金融の何かでも、住宅ローンから始まって、連帯保証人なんかは全てカットというような方向に動いておりますけれど、今までの連帯保証人をつけることによって、連帯保証人からの何か回収か、問題点とかいう部分が解消できたようなことが過去にあるべきものなのかどうか。

それと、今回は町長が適当と認めた保証人ということでございますが、どの辺を基準として町長が認めたという保証人の対応というべきものをすべきか、お聞きしたいと思えます。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（三木宜紀君） 第5条の住所要件の関係ですが、今おっしゃってたように町内に住所もしくは町内に勤務場所を有しというのが改正前でございました。これを改正後のように町内に住居を要する者に改正しようとするものでございます。勤務場所を町内に、要はよそに住んでいるというパターンが、土庄に住んでてこちらに勤務という方がおられました。その方はこちらに勤務してるんで、条件には合致するんですが、その方は入れました。何名かは今わからないんですけど、おります。今回のやつは、それとUターン、Iターン、Jターンをターゲットにするということで、町内に住所もなく勤務もしていないということで、これを改正するというものでございます。

連帯保証人の関係ですが、連帯保証人に家賃回収した事例はございません。

町長が認める連帯保証人でございますけども、連帯保証人の条件で、当然税金を滞納していないことと、入居者と同程度の収入を有していること、その2つが主なもので、基本的にはできるだけ町内に居住している者にさせていただきたいんですけども、特別な事情がある場合は町外者でもオーケーですよという形にしております。以上です。

○議長（谷 康男君） 藤井議員。

○5番（藤井孝博君） 今のお話の中において、Uターン者の方々が今後利用者ということがあったわけですが、連帯保証人をとる場合に、Uターン者の方々が町内に居住している方の連帯保証人の方がおいでるかどうか、その辺のところも検討してからの方向性というべきものは考えなかったわけですか。というのが、帰ってくる場合に、親戚とか親御さんとかいうのも亡くなってる方もおいでるし、なかなか保証人というべきものにはなってくれない、また言うのもつらいというようなこともありますが、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（三木宜紀君） おっしゃるとおりで、よそからで身寄りというか、身内もない方がUターン、Iターン、Jターンで帰ってくる場合は、確かにおっしゃるとおりでございますので、連帯保証人につきましても、基本的には町内の方がありがたいんですが、おらない場合は町外者でもオーケーですよという形で改正しております。

住居要件は基本的には外してるんですけども、島におればお願いをしたいと、いなければほかでもいいですよという形にしています。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第11号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号小豆島町営住宅条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

次、議案第12号小豆島町農業委員会の委員の任命要件についての質疑を行います。

本案につきましては、本日採決します。

質疑はありませんか。大川議員。

○7番（大川新也君） 認定農業者が過半数いない場合、少ない場合はいろいろと55ページに書いてありますが、今現在、小豆島町の農業委員の中の構成はどういうふうなことで、この認定農業者が少ないときの該当する人を計算した場合、過半数以上を占めれるのかどうか、そのあたりを確認したいと思います。

○議長（谷 康男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（山本重敏君） まず、現在の委員さんの中では認定農業者、もともと3年前になるんですが、そのときは過半数に達しておりました。途中で認定農業者をおりられたりする方もおられて、今現在は過半数に達していないような状況です。

そして、この準ずる者という方の要件としましては、新たに新規就農された認定新規就農者であるとか、集落営農の代表者であるとか、その辺の方も入ってきて、あと町のほうの認定農業者の要件になるんですが、町の基本構想に達している水準の方、こちらのほう

が農業所得で310万円以上、労働時間が2,000時間以上程度ということで、これらの要件も達しておられる方がほとんど入られたような形になっておりますので、その辺も含めまして、今回、この準ずる方を入れて過半数にお願いできたらという形をお願いしています。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第12号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号小豆島町農業委員会の委員の任命要件については原案のとおり同意されました。

暫時休憩とします。再開は10時40分とします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時38分

○議長（谷 康男君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第13号新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更については総務建設常任委員会に付託することに決定しました。

次、議案第14号瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部変更に関する協議についての質疑を行います。

本案については、本日採決します。

質疑はありませんか。安井議員。

○11番（安井信之君） ICTの環境を整えるというふうなことで、どれぐらいの経費を見込んでいるのか、こっちにかかわってくる部分としてどのような分があるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） これからICTを進めていく必要があるわけですが、まさに今、高松市のほうで、どういったことをやっていけるか、私が昨日申しあげましたように、例えば潮位計であるとか、河川の水位計であるとか、あるいは避難所情報をどうつくるかとか、これから議論を恐らくスタートさせると聞いております。ですので、金額的には31年度以降、高松市のほうでまずははじいてこられるのかなど。

小豆島町につきましては、それを受けて、小豆島町にとって使えるようなシステム、安く使えるようなシステム、それがありましたら検討していきたいということです。ですので、まだまだこれから先の話でございまして、まずは連携してやる事業として項目だけ上げさせていただいて、これからしっかりと見きわめていきたいというのが今の現状でございまして、ですので、事業費についてはまだまだこれからだということでご理解をいただければと思います。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○11番（安井信之君） その部分のおいしいところ取りだけでええというふうに考えてたらいいんですか。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 端的に申しあげまして、いいところ取りをしたいなというのを考えております。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第14号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号瀬戸・高松広域連携中  
枢都市圏の形成に係る連携協約の一部変更に関する協議については原案どおり可決されま  
した。

次、議案第15号小豆島町辺地総合整備計画の策定及び変更についての質疑を行います。

本案については、本日採決します。

質疑はありませんか。大川議員。

○7番（大川新也君） 今回、辺地総合で何件か、多くの案件がありますが、これ、一  
度現地を確認に行かなければ、我々、池田のどこそこ言われてもわからないし、それをど  
ういうふうな現状を見て、どういうふうな解消をするのか確認する必要があると思うん  
ですけど、そのあたりの計画はないですね、これ。どんなんですか。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 現時点では、現場確認というのは想定しておりませ  
ん。ただ、辺地計画につきましては、予算案と相当密接に関係するものでございますの  
で、予算委員会の中でまた議論があるかと思えますけれども、そういった中で現場確認の  
必要性というのを議会とまた協議していきたいなということで考えております。以上で  
す。

○議長（谷 康男君） 大川議員。

○7番（大川新也君） 予算の中に入ってますけど、そのあたり、これは新しい草壁の埋  
め立てに関しては現地確認に総務建設で行くというふうな予定になってますけど、今回この  
予算委員の関係に時間をとる、多分これは無理やと思うんですよ。何もわからない、書類  
上の中で承認どうのこうのというのは、これ、知らないところをオーケーしとんかとい  
うふうに、私自身、草壁公民館の屋根の改修に2千万円もかかるということは、やはりど  
ういうふうな状況かを確認してからそういうふうなことをしていくべきやと私は思いますけ  
ど、これは議会の議員のほうから提案するべきなのか、発議するべきなのかもわかりませ  
んけど、そのあたり、現地も知らずにこういった案件を承認していくのは難しいと思いま  
すので、今後ぜひそのような機会を設けていただけたらと思いますが、どうですか。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 大川議員さんのご指摘、ご意見をいただきまして、今  
後の検討課題とさせていただければなと思いますので、よろしく願いいたします。以上  
です。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第15号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号小豆島町辺地総合整備計画の策定及び変更については原案どおり可決されました。

次、議案第16号平成31年度小豆島町一般会計予算の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案につきましては、総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第16号平成31年度小豆島町一般会計予算は総務建設常任委員会に付託することに決定されました。

次、議案第17号平成31年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第17号平成31年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

次、議案第18号平成31年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案につきましては、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第18号平成31年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

次、議案第19号平成31年度小豆島町介護保険事業特別会計予算の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案につきましては、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第19号平成31年度小豆島町介護保険事業特別会計予算は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

次、議案第20号平成31年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案につきましては、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第20号平成31年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

次、議案第21号平成31年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第21号平成31年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

次、議案第22号平成31年度小豆島町介護保険施設事業会計予算の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案につきましては、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第22号平成31年度小豆島町介護保険施設事業会計予算は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

次、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についての質疑を行います。

本案については、本日採決します。

質疑はありませんか。大川議員。

○7番（大川新也君） 人権擁護委員ですが、参考までに人権擁護委員は定年制はあるのですか、ないのですか。現在の人権擁護委員のメンバーを見ますと、年齢的にはかなりいってしますので、定年があるのか、ないのか、確認をしたいと思います。

○議長（谷 康男君） 人権対策課長。

○人権対策課長（山口総一郎君） 委員の年齢制限なんでございますけれども、新任の場合が60歳以下の方で、再任の場合は75歳未満の方となっております。

現在、7名の委員さんがおいでですけれども、平均年齢が67.6歳でございます。今後、75歳未満の方は再任もできるので、これから年齢に達する方がございましたら、またお願いできたらと思っております。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありませんか。人権対策課長、補足があります。

○人権対策課長（山口総一郎君） 済みません、失礼しました。私、先ほど新任の場合60歳って言ったと思うんですけども、68歳以下の方でございます。失礼しました。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

諮問第1号は適任として答申したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については適任として答申することに決定いたしました。

本日、委員会に付託しました議案の審査報告は、3月22日の本会議にてお願いします。

以上をもって本日の日程は全部終了しました。

次回は3月20日午前9時30分から会議を開きます。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午前10時53分